

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 美幌町法令遵守審査会
開 催 日 時	令和7年9月19日(金) 10時00分 開会 10時25分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎1階 第1会議室
出 席 者 氏 名	【委員】(五十音順) 菅原雅之委員、谷川明弘委員 【町】 平野町長、那須総務部長
欠 席 者 氏 名	本田幸治委員
事務局職員職氏名	水上総務課長、永田職員グループ主査、中村総務グループ主査
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員の委嘱 2 会長及び法令遵守相談調査員の選任(委員の互選) 3 条例に基づく制度の概要説明 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	<p>【資料番号1】美幌町法令遵守の推進に関する条例について(概要)</p> <p>【資料番号2】美幌町法令遵守の推進に関する条例(条文)</p> <p>【資料番号3】美幌町自治基本条例(抜粋)</p> <p>【資料番号4】逐条解説 美幌町法令遵守の推進に関する条例</p> <p>【資料番号5】公益通報の直近事例</p>
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
那須総務部長（司会）	<p>開会の挨拶</p> <p>本日は、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。これから第1回目の美幌町法令遵守審査会を始めます。</p> <p>この審査会は、平成27年6月から施行された「美幌町法令遵守の推進に関する条例」に基づいて設置される町長の附属機関です。</p>
那須総務部長（司会）	<p>委員の委嘱</p> <p>それでは、まず初めに「委員の委嘱」を行います。</p> <p>平野町長から、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。</p> <p>なお、委嘱期間は令和7年9月21日から2年間となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、五十音順でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。</p>
委嘱状の交付	<p>菅原雅之委員、谷川明弘委員</p> <p>任期：令和7年9月21日～令和9年9月20日</p>
那須総務部長（司会）	<p>なお、本田幸治様は、所用により欠席されておりますので、後日交付させていただきます。</p>
那須総務部長（司会）	<p>町長の挨拶</p> <p>ここで、平野町長から委員の皆様にご挨拶がございます。</p>
平野町長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第1回目の審査会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、この度、審査会の委員を快くお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>「法令遵守審査会」は、「美幌町法令遵守の推進に関する条例」に基づき設置されている町長の附属機関でございます。</p> <p>自治体職員は、法令を遵守し、職務を公平、公正に遂行しなければなりません。残念なことに、全国的、全道的に、不祥事や不適切な事案が後を絶たないところであります。</p> <p>住民の皆様との信頼は、何よりも法令遵守と、公平・公正な職務執行の積み重ねによって支えられていると考えております。</p> <p>職員による事件・事故を発生させないためにも、組織的な対応が必要であります。</p> <p>本町におきましては、公益通報制度の運用につきまして、制度開始以降、現在まで通報の受理実績はございませんが、引き続き、事故や事件が起きない組織文化の定着に向け、私どもも全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様には事案が発生した場合、法令遵守審査会や、1名の方には法令遵守相談調査員としてお世話になりますが、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではありますが、第1回目の審査会にあたり、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
那須総務部長（司会）	<p>町長退席</p> <p>なお、誠に恐れ入りますが、町長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。</p>

平野町長	すみません、どうぞよろしく申し上げます。それでは失礼いたします。
那須総務部長（司会）	<p>事務局職員の紹介</p> <p>それではここで、本審査会の事務局職員をご紹介させていただきたいと思えます。総務課長の水上です。続きまして、総務課職員グループ主査の永田です。同じく総務グループ主査の中村です。私は、総務部長の那須でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
那須総務部長（司会）	<p>会長及び相談調査員の互選</p> <p>続きまして、本審査会の会長及び法令遵守相談調査員選任であります。委員の皆様の互選により選出いただきたいと思えます。なお、会長の役割は、本審査会を代表し、会議の議長をしていただくことになっております。</p> <p>また、法令遵守相談調査員については、公益通報の相談、受付、調査等を行う窓口となります。</p> <p>それでは選出をお願いしたいと思えます。</p>
谷川委員	事務局案があればお聞きしたいです。
水上総務課長	事務局といたしましては、前期に引き続き会長は菅原雅之委員を、法令遵守相談調査員は谷川明弘委員にお願いできればと考えております。よろしくお願ひいたします。
那須総務部長（司会）	<p>ただ今、事務局案を提案させていただきました。</p> <p>前期に引き続きまして、会長には、菅原委員、法令遵守相談調査員には谷川委員を選出したいと思えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（一同、同意）</p>
那須総務部長（司会）	<p>それでは、引き続き、会長には菅原委員、法令遵守相談調査員には谷川委員が選任されました。</p> <p>お引き受けくださり、誠にありがとうございます。</p>
那須総務部長（司会）	<p>制度の概要説明</p> <p>ここで、2年前に会議を開催して以降、審査会の開催が無いので、法令遵守の推進に関する条例に基づく制度の概要説明について、事務局より簡単にご説明させていただきます。</p>
中村総務グループ主査	それでは、お手元の資料をご覧くださいながら、ご説明いたします。（省略：条例の目的、直近の実例について、配布資料に基づき説明）
那須総務部長（司会）	何か質問はありますでしょうか。
菅原委員	ハラスメントなどは、本会が関係することになるのでしょうか。
中村総務グループ主査	ハラスメントに関しては別の審査会を設けることが規定になっており、本会は直接関わらないこととなります。
那須総務部長	9月の議会でも、今回議会議員のハラスメントに関する条例が議員提案で可決しました。それについても基本的には別の審査委員会を設ける

菅原委員	<p>という規定になっているので、直接的には関わらないと思います。</p> <p>承知しました。1例目は10年経ってからでてきたということでしょうか。</p>
中村総務グループ主査	<p>そのような事例となります。</p>
菅原委員	<p>元職員による通報なのでしょうか。</p>
中村総務グループ主査	<p>元職員か現職員となるかは公表されておられません。</p>
那須総務部長（司会）	<p>当町の職員採用に関しては、公正公平を期すために、外部の民間の方にも入っていただいている。あつてはならないこと。ほか、よろしいでしょうか。</p> <p>（一同、なし）</p>
那須総務部長（司会）	<p>閉会の挨拶</p> <p>それでは、以上で第1回美幌町法令遵守審査会を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。</p>